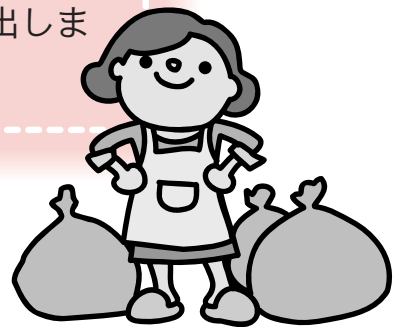


ごみは燃やさずに決められた場所へ

ごみを燃やすことは法律で禁止されています。燃やすことによってダイオキシン類が発生し、煙や臭いで周りの方がたいへん迷惑します。

ごみは燃やさずに正しく分別して、決められた場所へ出しましょう。



家から出るごみは

- ①いなべ市カレンダーの「家庭ごみの出し方」を参考に各自治会ステーションまたは地域ごとの粗大ごみ場（員弁町の方は員弁リサイクルセンター）へ
- ②集積所・粗大ごみ場へ出せない燃えるごみや引越などで出た大量のごみは所定の規格にして直接搬入する
北勢・大安・藤原の方は→あじさいクリーンセンター 【北勢町京ヶ野新田】
員弁の方は→桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森） 【桑名市多度町力尾】
- ③資源になるごみはきちんと分別して粗大ごみ場または資源収集ステーションへ
（子供会の廃品回収などの行事に協力をお願いします）
- ④再利用できる製品や買い替えなどをする場合は、リサイクルショップや商品購入先などの取扱店へ

工場や事業所などから出るごみは

- ①一般廃棄物収集運搬業者（市許可業者）へ依頼する
- ②工場・事業所・商店等から出る燃えるごみ（一般廃棄物に限る）は直接搬入する
北勢・大安・藤原→あじさいクリーンセンターへ
員弁→桑名広域清掃事業組合（リサイクルの森）へ
- ③資源になるごみはきちんと分別して資源回収事業者へ
- ④産業廃棄物は産業廃棄物処理等業者（県許可業者）へ依頼する

問い合わせ先……北勢庁舎 生活環境課 ☎72-3946 FAX72-3748